

## 長野県宿泊税に関する説明会のご案内

長野県では2026年6月から宿泊税が導入される予定となっており、宿泊事業者の皆さまには一定の事務手続きが必要となります。

制度の内容や実務上のポイントを分かりやすくお伝えするため、長野県庁より講師をお呼びして、下記のとおり説明会を開催いたします。

### 記

- 日 時 : 令和8年3月17日(火) 13:30 ~ 15:00
- 場 所 : 原村商工会館 2階
- 内 容 : 宿泊税の概要説明

事業者が行う手続き説明

※ 当日、申請書類の受付もいたします

質疑応答

- 持 ち 物 : 当日申請書類の提出を希望される方は必要書類をお持ちください。  
※ 必要書類は別紙をご覧ください。

ご参加を希望される方は 令和8年3月11日(水)までにお申し込みください。

原村商工会 TEL 79-4738

---

### 長野県宿泊税に関する説明会参加申込書

申込期限 令和8年3月11日(水)

原村商工会 【FAX】0266-79-5718 ・ 【mail】harasyo@po9.lcv.ne.jp

事業所名 : \_\_\_\_\_ 参加人数 : \_\_\_\_\_ 名

## 1 特別徴収義務者としての登録

### (1) 登録申請

宿泊施設を経営されている方及び新たに宿泊施設の経営を開始する方は、県に対して特別徴収義務者としての登録申請を行う必要があります。

なお、登録申請は、営業許可を受けた（届出を行った）宿泊施設ごとに必要となります。

#### 【提出書類】

①	宿泊税特別徴収義務者登録申請書（様式第6号）	
②	〔経営者が法人の場合〕	登記事項証明書（現在事項証明書）
	〔経営者が個人の場合〕	住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
③	〔旅館業の場合〕	旅館業営業許可通知書
	〔住宅宿泊事業の場合〕	住宅宿泊事業に係る届出番号及び施設の所在地が確認できる書類 （民泊ポータルサイト内民泊制度運営システム（事業者）画面など）
④	宿泊に係る契約書面（宿泊約款など）	
⑤	宿泊料金表など宿泊料金が分かる書類（施設のホームページを印刷したものでも可）	
⑥	申請書に記載された口座情報が確認できる書類（通帳の写しなど）	

※ ②～⑥の書類については、申請書に記載の項目が確認できるものとしてください。いずれも写しで構いません。

※ ③について、旅館業の場合で、営業の承継（譲渡等）が行われている施設については、旅館業経営承継承認書を併せて添付してください。また、許可等を受けてから変更事項がある場合は、保健所等へ提出した変更届（申請書に記載の項目の変更に関するもの）もすべて添付してください。

## 2 特定宿泊施設の申出等

### (1) 特定宿泊施設の申出

宿泊料金が1人1泊につき 6,000円以上となる宿泊がない宿泊施設（「特定宿泊施設」といいます。）の経営者（特別徴収義務者）は、「特別徴収義務者としての登録申請」は必要ありませんが、「特定宿泊施設に該当することの申出」が必要となります。

なお、特定宿泊施設はすべての宿泊が免税点未満の宿泊（宿泊料金が1人1泊につき6,000円未満の宿泊）となることから、特定宿泊施設の経営者においては宿泊税の申告納入は不要ですが、特別徴収義務者として帳簿等の記載・保存（42ページ参照）を行う必要があります。

#### 【提出書類】

①	特定宿泊施設に該当することの申出書※
②	宿泊料金確認票
③	宿泊料金表など宿泊料金が分かる書類（写しで構いません。施設のホームページを印刷したものでも可。）

※ 記載項目は「宿泊税特別徴収義務者登録申請書（様式第6号）」と同様です。